

(様式1)
 審査基準(申請に対する処分関係)

		担当課	用地課	検索番号	1 - 1
法令名	土地収用法	根拠条項	11 - 1		
許認可等	事業準備のための他人の土地への立入りの許可				
<p>(根拠規定)</p> <p>土地収用法第11条</p> <p>第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査をする必要がある場合においては、起業者は、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を記載した申請書を当該区域を管轄する都道府県知事に提出して立入の許可を受けなければならない。但し、起業者が国又は地方公共団体であるときは、事業の種類並びに立ち入ろうとする土地の区域及び期間を都道府県知事にあらかじめ通知することをもつて足り、許可を受けることを要しない。</p> <p>2 都道府県知事は、前項本文の規定によつて立入の許可の申請があつた事業が法第3条各号の一に掲げる事業に該当しない場合又は立ち入ろうとする土地の区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲をこえる場合を除いては、立入を許可するものとする。</p> <p>第3条各号の一に掲げる事業は、別紙のとおり(土地収用法第3条)</p> <p>(許認可等の基準)</p> <p>事業準備のための他人の土地への立入りの許可に当っては、次の基準とする。</p> <p>土地収用法に基づく事業認定等に関する許認可等の審査基準及び不利益処分の処分基準(平成12年11月30日制定)</p> <p>許認可等の基準についての指針</p> <p>1 土地収用法第11条第1項に基づく許可(事業の準備のための立入の許可)</p> <p>(1) 立入の許可申請があつた事業が土地収用法第3条各号の一に掲げる事業に該当すること。(形式的に土地収用法第3条各号に該当していれば足り、具体的に土地収用法第20条の各号の要件を満たしている必要はない。)</p> <p>(2) 許可申請者が土地収用法第8条第1項に定義される起業者であること。(事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合に、この許可等を受けていなくてもよいが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること、代理人の申請による場合は代理権限証書が添付されていること。)</p> <p>(3) 土地収用法第3条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査をする必要があること。(事業のために土地の収用又は使用を必要とすること。したがって、単に官民境界設定の調査のための立入りは本条の適用はない。)</p> <p>(4) 申請書、添付書類及び函面等により、立ち入ろうとする土地の区域及び期間が明確にされており、その区域及び期間が当該事業の準備のために必要な範囲内であること。</p>					